

財産区に関する調査票（石川県 加賀市 加賀山代温泉財産区）

平成25年4月1日現在

調 査 事 項		加 賀 市	芦 屋 市
1	財 産 区 の 名 称	加賀市 加賀山代温泉財産区	① 芦屋市 ^{打出} _{芦屋} 財産区 ② 芦屋市 ^{三条} _{津知} 財産区
2	財 産 の 種 類 ・ 規 模	(1) 土地 ① 山林 3,584 m ² ② 宅地 13,950 m ² (うち共同浴場 633 m ²) ③ 鉱泉地 50 m ² ⑥ その他 20,522 m ² (うち配湯場 381 m ²) 合 計 38,106 m ²	① 山 林 29筆 1,161,419.73 m ² 保安林 7筆 1,333,079.00 m ² 公衆用道路 3筆 1,469.83 m ² 合 計 39筆 2,495,968.56 m ² (公簿)
		(2) 家屋 287 m ² (古総湯)	② 保安林 7筆 2,945,985 m ² (公簿) (神戸市域・神戸市と共有, 持分神戸市7/9, 財産区2/9)
3	財 産 区 に 関 す る 条 例 等	加賀山代温泉財産区管理会条例 加賀山代温泉財産区事業調整基金条例	① ○芦屋市 ^{打出} _{芦屋} 財産区共有財産管理委員会条例 ○芦屋市 ^{打出} _{芦屋} 共有山入山取締規則 ② なし
4	財 産 区 管 理 上 の 組 織	加賀山代温泉財産区管理会	① 共有財産管理委員会 ② 財産区協議会
5	管 理 委 員 の 選 任 ・ 任 期	・ 財産区の区域内に3箇月以来住所を有する者で加賀市議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て選任。(管理会長、副会長は管理委員の互選) ・ 任期 4年 (定数7名)	① ○市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任 (委員長は委員の互選, 副委員長は委員長が任命) ○任期 4年 (定数15名) ② 選任・任期とも協議会で決定
6	管 理 委 員 の 報 酬	管理会長: 15,000円/月、管理委員: 5,000円/月	① 日額11,200円 (委員長13,500円) ② なし (協議会に委託料支出)

調 査 事 項		加 賀 市	芦 屋 市	
7	管理委員会・協議会の 開催状況	○ 月1回開催	① 年3～6回程度 ② 年1～2回程度	
8	先進地視察等について	○ 管理委員任期中に1回（概ね1泊2日）	① 隔年に実施（1泊2日） ② 隔年に実施（日帰り）	
9	管理運営について	保存行為	○ 総湯・古総湯事業（市の施設である総湯の指定管理事業、財産区の独自財産である古総湯の自主運営事業） ○ 一般事業（総湯売店の運営、駐車場の貸付等）	○ 松くい虫防除事業 ○ 各種治山工事（県事業が中心） ○ 国砂防事業への用地提供（有償）
		処分行為	○ 処分の基準、処分の方法、処分価格の決定については特に規定はなく管理委員会で協議を行う。処分金は全額財産区特別会計の歳入となる、 ○ 財産の処分行為は、ここ数年は行っていない	○ 財産処分に関することは、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○ 主に砂防事業への用地処分。
		処分金の使途	○ 保存行為で生じた収支差額、処分行為で生じた処分金は財産区事業調整基金として積み立てる。 （調整基金積立金）平成25年3月末現在 97,456千円	○ 当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 （積立金）平成25年3月末現在 ① 111,837,095円（打出財産区） ② 45,961,084円（津知財産区）
		会計区分	○ 財産区特別会計	○ 財産区特別会計
	事務局	○ 加賀山代温泉財産区管理会事務局（日常管理業務） （財産区の予算編成・行政手続等の調整は、加賀市地域振興部観光交流課で行う）	○ 総務部 用地管財課	
10	財産区と市議会との関係	○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 財産区管理会委員の選任 ・ 契約締結（予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負） ・ 財産処分（予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5千㎡以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い）	○ 市議会の議決を要するもの ・ 予算 ・ 契約締結（1,500万円以上） ・ 財産処分（5,000㎡以上）（地方自治法96条関係）	
11	日常管理業務等	○ 総湯・古総湯事業 ○ 総湯売店の運営 ○ 温泉たまごの製造 ○ ため池の管理（草刈、柵の設置） ○ 用地の貸付	○ 山林内パトロール（樹木・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ゴミの不法投棄の監視等） ○ 境界確認・協定（水路・里道・官民間）	